

医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会のIF記載要領2018（2019年更新版）に準拠して作成

漢方製剤

サイ コ カ リュウ コツ ボ レイ トウ

ジュンコウ 柴胡加龍骨牡蠣湯

FCエキス細粒 医療用

JUNKOU Saikokaryukotsuboreito FC Extract Fine
Granules for Ethical Use

剤形	細粒剤
製剤の規制区分	処方箋医薬品以外の医薬品
規格・含量	本剤は1日量6.0g中、柴胡加龍骨牡蠣湯エキス4.0gを含有する
一般名	和名：柴胡加竜骨牡蛎湯 洋名：Saikokaryukotsuboreito
製造販売承認年月日 薬価基準収載年月日 発売年月	：1986年9月02日 ：1986年10月30日 ：1986年10月
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社	製造販売元：康和薬通有限会社 発売元：大杉製薬株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	大杉製薬株式会社 医薬情報部 TEL：06-6629-9058

本IFは2022年1月作成の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書は、医薬品医療機器情報提供ホームページ <https://www.pmda.go.jp/>にてご確認下さい。

I F 利用の手引きの概要 — 日本病院薬剤師会 —

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I F と略す）の位置付け並びに I F 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において I F 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において I F 記載要領 2008 が策定された。

I F 記載要領 2008 では、I F を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-I F が提供されることとなった。

最新版の e-I F は、(独) 医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ (<http://www.info.pmda.go.jp/>) から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I F を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-I F の情報を検討する組織を設置して、個々の I F が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F 記載要領の一部改訂を行い I F 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

2. I F とは

I F は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は I F の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された I F は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

【I F の様式】

① 規格は A4 版、横書きとし、原則として 9 ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。

ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。

- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③ 表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F 利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2 頁にまとめる。

[I F の作成]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ② I F に記載する項目及び配列は日病薬が策定した I F 記載要領に準拠する。
- ③ 添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④ 製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤ 「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、I F 記載要領 2013」と略す）により作成された I F は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[I F の発行]

- ① 「I F 記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ② 上記以外の医薬品については、「I F 記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③ 使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には I F が改訂される。

3. I F の利用にあたって

「I F 記載要領 2013」においては、PDF ファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体の I F については、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、I F の原点を踏まえ、医療現場に不足している情報や I F 作成時に記載し難い情報等については製薬企業の MR 等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、I F の利用性を高める必要がある。

また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、I F が改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、I F の利用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

I F を薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。I F は日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、I F があくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013 年 4 月改定)

— 目 次 —

(FC12)

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯 1
2. 製品の治療学的 1
3. 製品の製剤学的特性 1
4. 適正使用に関して周知すべき特性 1
5. 承認条件及び流通・使用上の制限 2
6. RMPの概要 2

II. 名称に関する項目

1. 販売名 3
2. 一般名 3
3. 構造式又は示性式 3
4. 分子式及び分子量 4
5. 化学名（命名法）又は本質 4
6. 慣用名、別名、略号、記号番号 4

III. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質 5
2. 有効成分の各種条件下における安定性
..... 5
3. 有効成分の確認試験法、定量法 6

IV. 製剤に関する項目

1. 剤形 7
2. 製剤の組成 7
3. 添付溶解液の組成及び用量 8
4. 力価 8
5. 混入する可能性のある夾雑物 8
6. 製剤の各種条件下における安定性 8
7. 調製法及び溶解後の安定性 8

8. 他剤との配合変化（物理化学的変化）... 8
9. 溶出性 8
10. 容器・包装 9
11. 別途提供される資材類 9
12. その他 9

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果 10
2. 効能又は効果に関連する注意 10
3. 用法及び用量 10
4. 用法及び用量に関連する注意 10
5. 臨床成績 10

VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連のある化合物又は化合物群
..... 12
2. 薬理作用 12

VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移 13
2. 薬物速度論的パラメータ 13
3. 母集団（ポピュレーション）解析 14
4. 吸収 14
5. 分布 14
6. 代謝 15
7. 排泄 15
8. トランスポーターに関する情報 15
9. 透析等による除去率 15
10. 特定の背景を有する患者 15
11. その他 15

Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

1. 警告内容とその理由 16
2. 禁忌内容とその理由 16
3. 効能又は効果に関連する注意とその理由
..... 16
4. 用法及び用量に関連する注意とその理由
..... 16
5. 重要な基本的注意とその理由 16
6. 特定の背景を有する患者に関する注意
..... 17
7. 相互作用 18
8. 副作用 18
9. 臨床検査結果に及ぼす影響 19
10. 過量投与 19
11. 適用上の注意 20
12. その他の注意 20

Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験 21
2. 毒性試験 21

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分 22
2. 有効期間 22
3. 包装状態での貯法 22
4. 取扱い上の注意 22
5. 患者向け資材 22
6. 同一成分・同薬効 22
7. 国際誕生年月日 22

8. 製造販売承認年月日及び承認番号、薬価
基準収載年月日、販売開始年 23
9. 効能又は効果追加、用法及び用量変更
追加等の年月日及びその内容 23
10. 再審査結果、再評価結果公表年月日及び
その内容..... 23
11. 再審査期間..... 23
12. 投薬期間制限医薬品に関する情報 23
13. 各種コード 23
14. 保険給付上の注意 23

X I. 文献

1. 引用文献..... 24
2. その他の参考文献..... 24

X II. 参考資料

1. 主な外国での発売状況..... 25
2. 海外における臨床支援情報..... 25

X III. 備考

1. 調剤・服薬支援に際して臨床判断を行う
にあたっての参考情報 26
2. その他の関連資料 28

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯

「ジュンコウ 柴胡加龍骨牡蠣湯F Cエキス細粒 医療用」は、張仲景が著わした傷寒論（後漢、200 年頃）に記載されている処方をもとに「厚生省薬務局薬審二第 120 号通知（S. 60. 5. 31 付）」に基づき製造承認申請して、承認された医療用漢方エキス製剤である。

「ジュンコウ 柴胡加龍骨牡蠣湯F Cエキス細粒 医療用」は、2002 年にアサヒビール薬品株式会社（平成 7 年 1 月 1 日順興薬品工業株式会社から承継）から康和薬通有限会社に製造販売承認が承継された。

2. 製品の治療学的特性

(1) 効能又は効果は、以下のとおりである。

精神不安があつて、動悸、不眠などを伴うものの次の諸症：

高血圧の随伴症状（動悸、不安、不眠）、神経症、更年期神経症、小児夜なき

(2) 重大な副作用として、間質性肺炎、肝機能障害、黄疸があらわれることがある。（「VIII. 8. 副作用」の項参照）

3. 製品の製剤学的特性

本剤は 11 種類の生薬（サイコ、ハンゲ、ブクリョウ、ケイヒ、オウゴン、タイソウ、ショウキョウ、ニンジン、リュウコツ、ボレイ、ダイオウ）、エキス抽出から細粒の製造までの全工程中、メタノール、アセトン等の有機溶媒は一切使用せず水のみで煎出している。

本剤は、独自の噴霧造粒法により細粒剤とした漢方エキス製剤である。

4. 適正使用に関して周知すべき特性

該当しない

5. 承認条件及び流通・使用上の制限

(1) 承認条件

該当しない

(2) 流通・使用上の制限事項

該当しない

6. RMPの概要

該当しない

Ⅱ. 名称に関する項目

1. 販売名

(1) 和名

ジュンコウ 柴胡加龍骨牡蠣湯 F C エキス細粒 医療用

(2) 洋名

JUNKOU Saikokaryukotsuboreito FC Extract Fine Granules for Ethical Use

(3) 名称の由来

本方は、小柴胡湯あるいは大柴胡湯を基本処方とし、竜骨、牡蠣を加えたものとして、名付けられたと考えられる。

2. 一般名

(1) 和名（命名法）

柴胡加竜骨牡蠣湯（該当しない）

(2) 洋名（命名法）

Saikokaryukotsuboreito（該当しない）

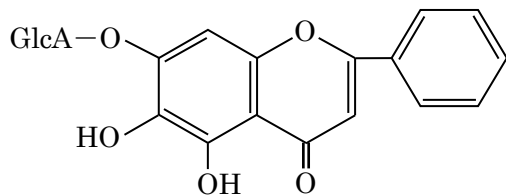
(3) ステム

該当しない

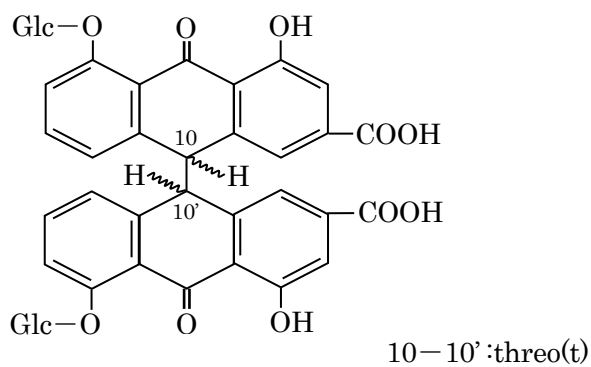
3. 構造式又は示性式

本剤の主成分は特定できないが、オウゴン由来のバイカリン、ダイオウ由来のセンノシド A などが含有されている。

Baicalin (バイカリン)



Sennoside A (センノシド A)



4. 分子式及び分子量

3. に記載した 2 成分について以下に記す。

バイカリン (C₂₁H₁₈O₁₁ : 446.36)

センノシド A (C₄₂H₃₈O₂₀ : 862.74)

5. 化学名 (命名法) 又は本質

該当しない

6. 慣用名、別名、略号、記号番号

記号番号 : F C 1 2

Ⅲ. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

褐色の粉末で、特異なおいがあり、味はわずかに苦く後にやや辛い。

(2) 溶解性

水に溶けやすく、クロロホルム、ベンゼン等の有機溶媒には、ほとんど溶けない。

(3) 吸湿性

吸湿性あり

(4) 融点（分解点）、沸点、凝固点

該当しない

(5) 酸塩基解離定数

該当しない

(6) 分配係数

該当しない

(7) その他の主な示性値

該当しない

2. 有効成分の各種条件下における安定性

「Ⅳ. 製剤に関する項目」を参照すること

3. 有効成分の確認試験法、定量法

(1) 確認試験法

- ・ T L C（薄層クロマトグラフィー）により、下記生薬の確認を行う。
サイコ
ニンジン
ショウキョウ
- ・ H P L C（高速液体クロマトグラフィー）により、下記生薬の確認を行う。
ケイヒ
ダイオウ
オウゴン
- ・ 定性反応試験により、下記生薬の確認を行う。
タイソウ
リュウコツ・ボレイ

(2) 定量法

—指標成分定量—

- ・ 定量規格 構成生薬由来の指標成分を定量する。

成分名：センノシド A

バイカリン

- ・ 定量法：高速液体クロマトグラフィー

IV. 製剤に関する項目

1. 剤形

(1) 剤形の区別

細粒剤

(2) 剤形の外観及び性状

商品名	性状			
	色調	形状	味	におい
ジュンコウ 柴胡加龍骨牡蠣 湯FCエキス 細粒 医療用	褐色	細粒	わずかに苦く 後にやや辛い	特異なにおい

(3) 識別コード

FC12 [分包シート表面]

(4) 製剤の物性

該当資料なし

(5) その他

該当しない

2. 製剤の組成

(1) 有効成分（活性成分）の含量及び添加剤

有効成分	1 日量 6.0 g 中、下記生薬より抽出した水製乾燥エキス（柴胡加龍骨牡蠣湯エキス）4.0 g を含有する。			
構成生薬	日局 サイコ	5 g	日局 リュウコツ	2.5 g
	日局 ハンゲ	4 g	日局 ボレイ	2.5 g
	日局 ブクリョウ	3 g	日局 ショウキョウ	1 g
	日局 ケイヒ	3 g	日局 ダイオウ	1 g
	日局 タイソウ	2.5 g	日局 オウゴン	2.5 g
	日局 ニンジン	2.5 g		
添加剤	トウモロコシデンプン、乳糖水和物			

(2) 電解質等の濃度

該当資料なし

(3) 熱量

該当資料なし

3. 添付溶解液の組成及び容量

該当しない

4. 力価

該当しない

5. 混入する可能性のある夾雑物

副生成物、分解物の特定はできない。

6. 製剤の各種条件下における安定性

包装	保存条件		結果
分包品	室温 ¹⁾	60ヶ月	全ての項目で規格内であった。

測定項目：性状、乾燥減量、灰分、酸不溶性灰分、粒度試験、エキス含量、定量

7. 調製法及び溶解後の安定性

該当資料なし

8. 他剤との配合変化（物理化学的变化）

該当資料なし

9. 溶出性

該当資料なし

10. 容器・包装

(1) 注意が必要な容器・包装、外観が特殊な容器・包装に関する情報

該当しない

(2) 包装

分 包 品 : 168g (2.0g×84 包)

(3) 予備容量

該当しない

(4) 容器の材質

分 包 品 : ポリエチレンテレフタレート・ポリエチレン・アルミニウム・ポリエチレンの四層ラミネートフィルム

11. 別途提供される資材類

該当しない

12. その他

微生物限度試験

日本薬局方の生薬の微生物限度試験法に準拠し、試験を行う

試 験 項 目	限度値
総好気性微生物数	10 ³ CFU/g 未満
真菌数	10 ² CFU/g 未満
大腸菌	陰性
緑膿菌	陰性
サルモネラ菌	陰性
黄色ブドウ球菌	陰性

CFU: Colony Forming Unit

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果

4. 効能又は効果

精神不安があつて、動悸、不眠などを伴うものの次の諸症：
高血圧の随伴症状（動悸、不安、不眠）、神経症、更年期神経症、小児夜なき

2. 効能又は効果に関連する注意

設定されていない

3. 用法及び用量

(1) 用法及び用量の解説

6. 用法及び用量

通常、成人1日6.0gを2～3回に分割し、食前又は食間に経口投与する。
なお、年齢、体重、症状により適宜増減する。

(2) 用法及び用量の設定経緯・根拠

設定されていない

4. 用法及び用量に関連する注意

設定されていない

5. 臨床成績

(1) 臨床データパッケージ

該当しない

(2) 臨床薬理試験

該当資料なし

(3) 用量反応探索的試験

該当資料なし

(4) 検証的試験

1) 有効性検証試験

該当資料なし

2) 安全性試験

該当資料なし

(5) 患者・病態別試験

該当資料なし

(6) 治療的使用

1) 使用成績調査（一般使用成績調査、特定使用成績調査、使用成績比較調査）、製造販売後データベース調査、製造販売後臨床試験の内容

該当資料なし

2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した調査・試験の概要

該当資料なし

(7) その他

該当しない

VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

特定できない

2. 薬理作用

(1) 作用部位・作用機序

該当資料なし

(2) 薬効を裏付ける試験成績

該当資料なし

(3) 作用発現時間・持続時間

該当資料なし

VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移

(1) 治療上有効な血中濃度

該当資料なし

(2) 臨床試験で確認された血中濃度

該当資料なし

(3) 中毒域

該当資料なし

(4) 食事・併用薬の影響

該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ

(1) 解析方法

該当資料なし

(2) 吸収速度定数

該当資料なし

(3) 消失速度定数

該当資料なし

(4) クリアランス

該当資料なし

(5) 分布容積

該当資料なし

(6) その他

該当なし

3. 母集団（ポピュレーション）解析

(1) 解析方法

該当資料なし

(2) パラメータ変動要因

該当資料なし

4. 吸収

該当資料なし

5. 分布

(1) 血液－脳関門通過性

該当資料なし

(2) 血液－胎盤関門通過性

該当資料なし

(3) 乳汁への移行性

該当資料なし

(4) 髄液への移行性

該当資料なし

(5) その他の組織への移行性

該当資料なし

(6) 血漿蛋白結合率

該当資料なし

6. 代謝

(1) 代謝部位及び代謝経路

該当資料なし

(2) 代謝に関与する酵素（CYP 等）の分子種

該当資料なし

(3) 初回通過効果の有無及びその割合

該当資料なし

(4) 代謝物の活性の有無及び活性比、存在比率

該当資料なし

7. 排泄

該当資料なし

8. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

9. 透析等による除去率

該当資料なし

10. 特定の背景を有する患者

該当資料なし

11. その他

該当資料なし

Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由

設定されていない

2. 禁忌内容とその理由

設定されていない

3. 効能又は効果に関連する注意とその理由

設定されていない

4. 用法及び用量に関連する注意とその理由

設定されていない

5. 重要な基本的注意とその理由

8. 重要な基本的注意

8.1 本剤の使用にあたっては、患者の証（体質・症状）を考慮して投与すること。なお、経過を十分に観察し、症状・所見の改善が認められない場合には、継続投与を避けること。

8.2 他の漢方製剤等を併用する場合は、含有生薬の重複に注意すること。ダイオウを含む製剤との併用には、特に注意すること。

8.3 ダイオウの瀉下作用には個人差が認められるので、用法及び用量に注意すること。

<解説>

8.1 医療用漢方製剤のより一層の適正使用を図るため、漢方医学の考え方を考慮して使用する旨を記載している。

8.2 ダイオウは多くの処方に配合されている。医療用漢方製剤を併用する場合には、重複生薬の量的加減が困難であることから記載している。

8.3 ダイオウの瀉下作用には個人差が認められるので記載している。

6. 特定の背景を有する患者に関する注意

(1) 合併症・既往歴等のある患者

9.1 合併症・既往歴等のある患者

9.1.1 下痢、軟便のある患者

これらの症状が悪化するおそれがある。

9.1.2 著しく胃腸の虚弱な患者

食欲不振、胃部不快感、腹痛、下痢等があらわれることがある。

9.1.3 著しく体力の衰えている患者

副作用があらわれやすくなり、その症状が増強されるおそれがある。

<解説>

9.1.1 本剤にはダイオウが含まれているため、下痢、軟便のある患者に投与するとこれらの症状が悪化するおそれがあることから記載している。

9.1.2 本剤にはダイオウが含まれているため、著しく胃腸の虚弱な患者に投与すると食欲不振、胃部不快感、腰痛、下痢等があらわれるおそれがあることから記載している。

9.1.3 副作用として食欲不振、胃部不快感、腰痛、下痢等が報告されていること、また、本剤にはダイオウが含まれていることから、これらの症状が悪化するおそれがあることから記載している。

(2) 腎機能障害患者

設定されていない

(3) 肝機能障害患者

設定されていない

(4) 生殖能を有する者

設定されていない

(5) 妊婦

9.5 妊婦

妊婦又は妊娠している可能性のある女性には投与しないことが望ましい。本剤に含まれるダイオウの子宮収縮作用及び骨盤内臓器の充血作用により流早産の危険性がある。

(6) 授乳婦

9.6 授乳婦

治療上の有益性及び母乳栄養の有益性を考慮し、授乳の継続又は中止を検討すること。本剤に含まれるダイオウ中のアントラキノン誘導体が母乳中に移行し、乳児の下痢を起こすことがある。

(7) 小児等

9.7 小児等

小児等を対象とした臨床試験は実施していない。

(8) 高齢者

9.8 高齢者

減量するなど注意すること。一般に生理機能が低下している。

7. 相互作用

(1) 併用禁忌とその理由

設定されていない

(2) 併用注意とその理由

設定されていない

8. 副作用

11.1 重大な副作用

次の副作用があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行うこと。

(1) 重大な副作用と初期症状

11.1.1 間質性肺炎（頻度不明）

咳嗽、呼吸困難、発熱、肺音の異常等があらわれた場合には、本剤の投与を中止し、速やかに胸部X線、胸部CT等の検査を実施するとともに副腎皮質ホルモン剤の投与等の適切な処置を行うこと。また、咳嗽、呼吸困難、発熱等があらわれた場合には、本剤の服用を中止し、ただちに連絡するよう患者に対し注意を行うこと。

11.1.2 肝機能障害、黄疸（いずれも頻度不明）

AST、ALT、Al-P、 γ -GTP等の著しい上昇を伴う肝機能障害、黄疸があらわれることがある。

<解説>

11.1.1（間質性肺炎）

本剤によると思われる間質性肺炎の企業報告が集積されたため、厚生省医薬安全局安全対策課と検討の上、上記の副作用を記載した。（平成13年1月12日付医薬安発第1号「医薬品の使用上の注意の改訂について」に基づく改訂）

11.1.2（肝機能障害、黄疸）

本剤によると思われるAST（GOT）、ALT（GPT）、Al-P、 γ -GTPの上昇等を伴う肝機能障害、黄疸の症例が報告されているため、上記の副作用を記載している。

(2) その他の副作用

11.2 その他の副作用

	頻度不明
過敏症	発疹、発赤、痒痒、蕁麻疹等
消化器	食欲不振、胃部不快感、腹痛、下痢等

<解説>

頻度の判明する試験等を実施しておらず、自発報告を基に記載している。

9. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

10. 過剰投与

該当資料なし

1 1. 適用上の注意

該当資料なし

1 2. その他の注意

(1) 臨床使用に基づく情報

該当資料なし

(2) 非臨床試験に基づく情報

該当資料なし

Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験

(1) 薬効薬理試験

該当資料なし

(2) 安全性薬理試験

該当資料なし

(3) その他の薬理試験

該当資料なし

2. 毒性試験

(1) 単回投与毒性試験

該当資料なし

(2) 反復投与毒性試験

該当資料なし

(3) 遺伝毒性試験

該当資料なし

(4) がん原性試験

該当資料なし

(5) 生殖発生毒性試験

該当資料なし

(6) 局所刺激性試験

該当資料なし

(7) その他の特殊毒性

該当資料なし

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分

該当しない

2. 有効期間

製造後 3 年

3. 包装状態での貯法

貯法：室温保存

4. 取扱い上の注意

- ・本剤の品質を保つため、できるだけ湿気を避け、直射日光の当たらない涼しい所に保管すること。
- ・開封後は特に湿気を避け、取扱いに注意すること。
- ・本剤は生薬を原料としているので、色調等が異なることがある。

5. 患者向け資材

くすりのしおり

患者向け医薬品ガイド

6. 同一成分・同薬効

同一成分薬：オースギ柴胡加竜骨牡蛎湯エキスG

クラシエ柴胡加竜骨牡蛎湯エキス細粒

ツムラ柴胡加竜骨牡蛎湯エキス顆粒（医療用）

など

7. 国際誕生年月日

該当しない

8. 製造販売承認年月日及び承認番号、薬価基準収載年月日、販売開始年

販売名	ジュンコウ 柴胡加龍骨牡蠣湯 F C エキス細粒 医療用
製造販売承認年月日	1986年 9月 02日
承認番号	16100AMY00369000
薬価基準収載年月日	1986年 10月 30日
販売開始年月	1986年 10月

9. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

10. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

11. 再審査期間

該当しない

12. 投与期間制限医薬品に関する情報

該当しない

13. 各種コード

販売名	ジュンコウ 柴胡加龍骨牡蠣湯 F C エキス細粒 医療用
HOT (13桁) 番号	1100471020101
厚生労働省薬価基準収載 医薬品コード	5200050C1048
レセプト電算コード	615101332

14. 保険給付上の注意

該当しない

X I. 文献

1. 引用文献

- 1) 社内資料（漢方エキス製剤長期保存試験のデータ解析）
- 2) 社内資料（簡易懸濁法結果）

2. その他の参考文献

該当しない

X II. 参考資料

1. 主な外国での発売状況

海外では発売されていない

2. 海外における臨床支援情報

該当資料なし

XⅢ. 備考

1. 調剤・服薬支援に際して臨床判断を行うにあたっての参考情報

本項の情報に関する注意：本項には承認を受けていない品質に関する情報が含まれる。試験方法等が確立していない内容も含まれており、あくまでも記載されている試験方法で得られた結果を事実として提示している。医療従事者が臨床適用を検討する上での参考情報であり、加工等の可否を示すものではない。

(掲載根拠：「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関する Q&A について (その3)」令和元年9月6日付 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 事務連絡)

(1) 粉碎

該当資料なし

(2) 崩壊・懸濁性及び経管投与チューブの通過性

試験結果

処方名	規格単位 剤形	通過性		崩壊性	
		適否	使用した サイズ	温湯 (55℃)	
				5分	10分
ジュンコウ 柴胡加龍骨牡蠣湯 F Cエキス細粒 医療用	2.0g/包 細粒	適1	8Fr.	○	—

本試験は、「内服薬 経管投与ハンドブック第4版 ((株)じほう)」に準じて実施。

細粒剤²⁾

試験方法（崩壊）：検体 1 回服用量を、キャップをした注入器（容量 30mL）に入れる。

温湯（55℃）20mL 吸い取り、15 往復横転し、5 分間自然放置。放置後、崩壊性の状態を観察。5 分後に崩壊しない場合、さらに 5 分間放置後、崩壊性の状態を観察する。

試験方法（通過性）：崩壊・懸濁した検体について、8Fr チューブに注入。経管チューブの注入端より約 2～3mL/秒の速度で注入。なお、チューブはベッド上の患者を想定し、体内挿入端から 3 分の 2 を水平にし、他端（注入端）を 30 cm の高さにセットする。

残渣が残るものについては、その後注入器やチューブ内を水 20mL で洗い流し（フラッシング）、通過性を観察する。

評価方法（崩壊）：検体を 55℃の温湯 20mL に入れ、5 分または 10 分放置後に攪拌したときの崩壊状態

- ：溶解またはすぐに懸濁
- △：懸濁しにくい
- ×：溶解・懸濁せず分散しない
- ：簡易懸濁法対象外

評価方法（通過性）：

適 1：10 分以内に崩壊・懸濁し、水 20mL でフラッシングすると、残渣を含む全量が 8Fr. チューブを通過する

適 2：—（未設定）

条 1：—（未設定）

条 2：—（未設定）

条 3：条件付通過。水 20mL でフラッシングするとき残渣が残るもので、さらに水 20mL 追加でフラッシングすると、残渣が残らず通過する

不適：経管投与に適さない

2. その他の関連資料

(1) PMDA 重篤副作用対応マニュアル（患者・一般の方向け）

- ・ 間質性肺炎 (<https://www.pmda.go.jp/files/000240154.pdf>)
- ・ 薬剤性肝障害 (<https://www.pmda.go.jp/files/000240141.pdf>)